

(参考)景観のエリア

環境的に同質な土地利用のまとまりを「景観のエリア」とし、まち並みや周辺環境に調和した建築物、公共施設の景観誘導などにより、地域の特性に応じた秩序や品格が感じられる景観形成を図ります。

図表 景観のエリア

名称	対象
(1) 自然・田園 エリア	●市街化調整区域（河川、農地、斜面緑地、集落等）
(2) 市街地エリア	●市街化区域
商業地	駅周辺商業地：鉄道駅周辺の商業地域（志津駅のみ近隣商業地域）
	近隣商業地：新町地区の商業地域、近隣商業地域（沿道商業地を除く）
	沿道商業地：道路軸の沿道25mにある第一・二種住居地域、準工業地域の一部、近隣商業地域（駅周辺商業地を除く）
一般住宅地	沿道商業地及び計画住宅地以外の住居系用途地域、準工業地域の一部
計画住宅地	宅地開発事業（5ha以上）又は土地区画整理事業等により開発された地域
工業地	工業専用地域（第一・第二・第三工業団地）、工業地域（熊野堂工業団地） ちばりサーチパーク、第二工業団地に隣接した準工業地域の一部

